

# 接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として  
飛沫感染のほか、接触感染に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！



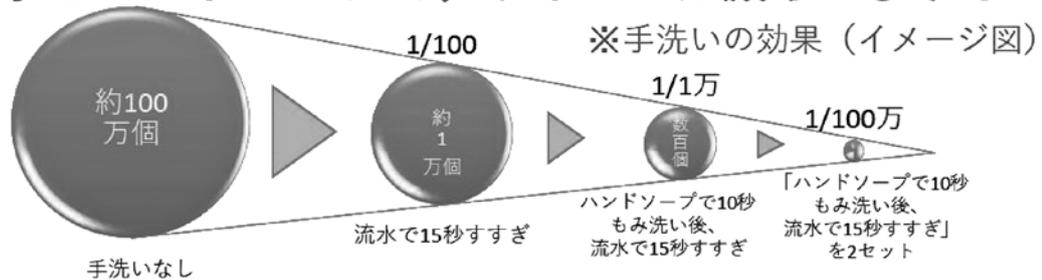
そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、  
約44パーセントを占めています！

(参考文献)

Yen Lee Angela Kwok, Jan Gralton, Mary-Louise McLaws. Face touching: A frequent habit that has implications for hand hygiene. Am J Infect Control.2015 Feb 1; 43(2):112-114  
(<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7115329/>)

## 手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

## 手洗いの、5つのタイミング

公共の場所から  
帰った時



咳やくしゃみ、  
鼻をかんだ時



ご飯を食べる時



前と後！

病気の人の  
ケアをした時



外にあるものに  
触った時



# 登録しましょう！「いばらきアマビエちゃん」

【問い合わせ】健康増進課（保健センター） ☎0291-34-6200



「いばらきアマビエちゃん」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることを目的とした茨城県のシステムです。ガイドラインに沿って感染防止に取り組んでいる事業者を応援すると共に、感染者が発生した場合に、その感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をします。

市民の皆さまにおかれましても、感染拡大防止のため登録にご協力をお願いします。  
※店舗名が特定されたり、個人のプライバシーが漏れることはありません。

## 事業者の方へ



## 県民の方へ



### メリット

店舗やイベントなどの感染防止対策を分かりやすく掲示でき、県などのガイドラインを遵守していることをPRできます。システムを導入していることで、お客様に安心してお店をご利用いただけます。



### メリット

新型コロナウイルスの感染者が発生したとき、感染者と同じ日に同じ施設を利用した方はメールでお知らせを受け取ることができます。



## 中小企業等事業継続給付金（市）のご案内

【問い合わせ】 商工観光課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111  
行方市商工会 ☎0299-72-0520

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の中小企業者および小規模商工事業者の皆さまへ、事業の継続を支える資金として、給付金を支給します。また、今回、法人の給付額を40万円に増額しましたので、すでに申請されている法人事業者は再申請をお願いします。

- ▶ **給付額** ○法人…1事業者当たり40万円（定額）  
○個人…1事業者当たり20万円（定額）

▶ **給付対象の主な要件**

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までのうち、2019年同月比で売上が30%以上50%未満減少した月があること  
※2019年1月以降に創業した方や天災等の影響により、2019年の売上が減少した方などには特例があります。
- ②国の実施する持続化給付金を受けていないこと、または今後受ける予定のないこと
- ③交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること
- ④交付申請の時点において、本市の市税に未納がないこと
- ⑤行方市暴力団排除条例（平成23年行方市条例第21号）に規定する暴力団の関係者でないこと

▶ **申請方法** 申請は事前予約によりお受けします。商工観光課（北浦庁舎）までお電話にてご予約ください。

▶ **申請期間** 令和3年1月15日（金）まで

▶ **申請に必要な書類**

- ①申請書兼請求書 ※市ホームページからダウンロードまたは商工観光課（北浦庁舎）・行方市商工会までお問い合わせください。
- ②確定申告書類 ※収受日付印が押されていること
- ③売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの（〇〇〇〇年〇月と明確な記載があるもの）
- ④申請者本人名義の口座通帳の写し
- ⑤本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）

## 地域公共交通支援事業（市）のご案内

【問い合わせ】 商工観光課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

市内に運行（営業）区域を有する路線バス事業者へ、事業の継続を支える資金として給付金を支給します。

▶ **給付額** ○路線1系統あたり10万円

▶ **給付対象の主な要件**

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までのうち、2019年同月比で売上が30%以上減少した月があること  
※2019年1月以降に創業した方や天災等の影響により、2019年の売上が減少した方などには特例があります。
- ②交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること
- ③交付申請の時点において、本市の市税に未納がないこと
- ④行方市暴力団排除条例（平成23年行方市条例第21号）に規定する暴力団の関係者でないこと

▶ **申請方法** 商工観光課（北浦庁舎）に申請してください。

▶ **申請期間** 令和3年1月15日（金）まで

▶ **申請に必要な書類**

- ①申請書兼請求書 ※市ホームページからダウンロードまたは商工観光課（北浦庁舎）までお問い合わせください。
- ②確定申告書類 ※収受日付印が押されていること
- ③売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの（〇〇〇〇年〇月と明確な記載があるもの）
- ④事業許可証の写し
- ⑤申請者本人名義の口座通帳の写し
- ⑥本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）

## 観光サービス支援事業（市）のご案内

【問い合わせ】 商工観光課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている市内の観光サービス事業者の皆さまへ、事業の継続を支える資金として給付金を支給します。

### ▶給付額

- バス事業者（道路運送法第4条による許可を受けた一般貸切及び乗合旅客自動車運送事業者）  
…基本額 50 万円、配置車両 1 台につき 2 万円
- タクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）…基本額 25 万円、配置車両 1 台につき 1 万円
- 自動車運転代行業者（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条による許可を受けている事業者）  
…1 事業者あたり 25 万円
- 旅館業者（旅館業法第3条による営業許可を受けている事業者） 1 事業者あたり 50 万円

### ▶給付対象の主な要件

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までのうち、2019年同月比で売上が30%以上減少した月があること  
※ 2019年1月以降に創業した方や天災等の影響により、2019年の売上が減少した方などには特例があります。
- ②交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること
- ③交付申請の時点において、本市の市税に未納がないこと
- ④行方市暴力団排除条例（平成23年行方市条例第21号）に規定する暴力団の関係者でないこと

▶申請方法 商工観光課（北浦庁舎）までお電話にてご予約ください。

▶申請期間 令和3年1月15日（金）まで

### ▶申請に必要な書類

- ①申請書兼請求書 ※市ホームページからダウンロードまたは商工観光課（北浦庁舎）までお問い合わせください。
- ②確定申告書類 ※収受日付印が押されていること
- ③売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの（〇〇〇〇年〇月と明確な記載があるもの）
- ④事業許可証の写し
- ⑤配置車両の車検証の写し（バス・タクシー事業者の場合）
- ⑥申請者本人名義の口座通帳の写し
- ⑦本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）

## 地域協働促進事業

### 第2次募集のお知らせ

【問い合わせ】 企画政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

新型コロナウイルス感染症の影響などで進む喫緊の地域課題の解決に向けた活動を行う団体に対し、その活動を開始するための経費を補助します。詳しくは担当までお問い合わせください。

▶対象 行政区（複数連携含む）、5人以上のボランティアグループ

▶補助額 上限 40 万円

▶募集期間 10月1日（木）～10月30日（金）

▶事業例 独居高齢者生活支援、移動困難者支援、防災・減災対策等

▶その他 ・審査の結果や応募状況により、補助額の減額など希望に添えない場合があります。

・これまで、市内において、本事業を活用した高齢者宅の庭の手入れグループや災害時要配慮者の避難支援グループが結成されています。



## 労働力アシスト機器等購入補助金のお知らせ

【問い合わせ】企画政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

本市では、介護分野や農業分野等における重労働作業の軽減を図るため、作業者が行う作業支援機器等の購入に要する経費に対し補助金を交付します。

### ▶補助対象となる方

- (1) 市内に住所を有する個人（上限：1機まで）
- (2) 市内に主たる事務所または事業所を有する法人（上限：2機まで）

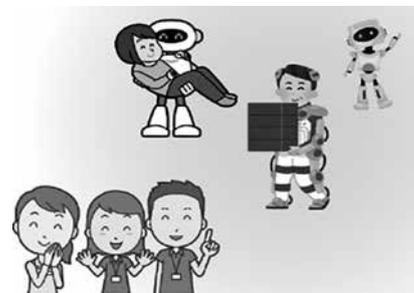
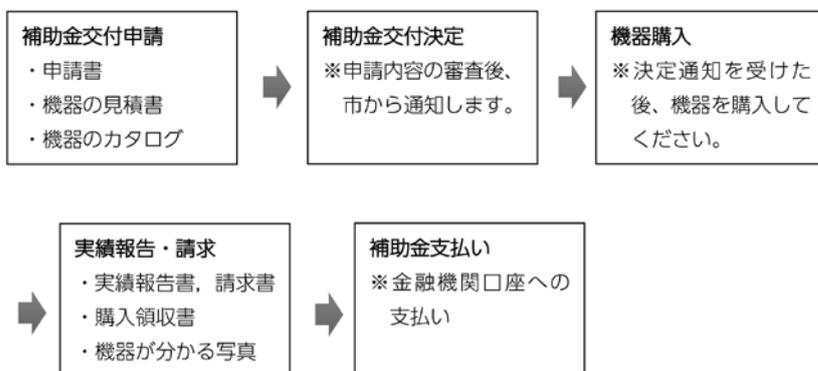
### ▶対象機器

ISO13482、JIS B 8445 または JIS B 8446 の安全規格認証機器

### ▶補助額

作業支援機械等の購入額（消費税および地方消費税相当額を含まない額）に、2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）または50,000円のいずれか低い額

### ▶補助金交付の流れ



### ▶申請方法

市ホームページから申請書等をダウンロードしていただくか、企画政策課（麻生庁舎）および各庁舎総合窓口にて備え付けてある申請書を使用し、必要事項をご記入の上、下記へ郵送または持参により申請してください。

【申請先】 〒311-3892 行方市麻生 1561-9 行方市企画政策課

【申請期限】 令和3年3月1日（月）

### ▶その他

- (1) 予算の範囲内での補助のため、20件程度を想定しています。
- (2) 実機は、企画政策課（麻生庁舎）に備え付けてあります。実物をご覧になりたい場合には、ご来訪ください。

## 「高齢者紙おむつ助成券」廃止のお知らせ

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

介護保険で要支援と認定された方の「高齢者紙おむつ助成券」が令和3年3月31日で廃止となります。

- ▶対象者 介護認定結果が「要支援1」「要支援2」の方  
（助成券（グリーンの券）は、令和3年3月分までは発行しますのでお使いください。）

※要介護者は、今までと変わりません。

## めざそう 住みよい まちづくり 行政相談のお知らせ

【問い合わせ】政策推進室秘書グループ（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

毎日の暮らしの中で、困っていること、悩んでいることはありませんか。

10月19日（月）～10月25日（日）は「行政相談週間」です。

行政相談委員は、住民の皆さまの身近な相談相手として、行政に関する相談などを受け付け、その解決のための活動をしています。相談は、無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

▶日時 10月21日（水）午後1時～午後3時

○麻生公民館 第2集会室（☎0299-72-1573） 根本 憲 行政相談委員

○北浦公民館 講義室（☎0291-35-3777） 山下健治 行政相談委員

○玉造公民館 談話室（☎0299-55-0171） 新堀文江 行政相談委員



※新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、相談時間は原則15分（最大30分まで）とさせていただきます。また、来所される際は、検温等の体調管理とマスクの着用へのご協力をお願いします。

※今後の感染症の発生・拡大状況によって、相談会を中止にする場合があります。その際は、市ホームページ等でお知らせします。

## 下水道および農業集落排水に接続された方に、費用の一部を補助します

【問い合わせ】下水道課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

令和3年度までに、公共下水道および農業集落排水区域にお住まいの方を対象とした接続補助制度です。

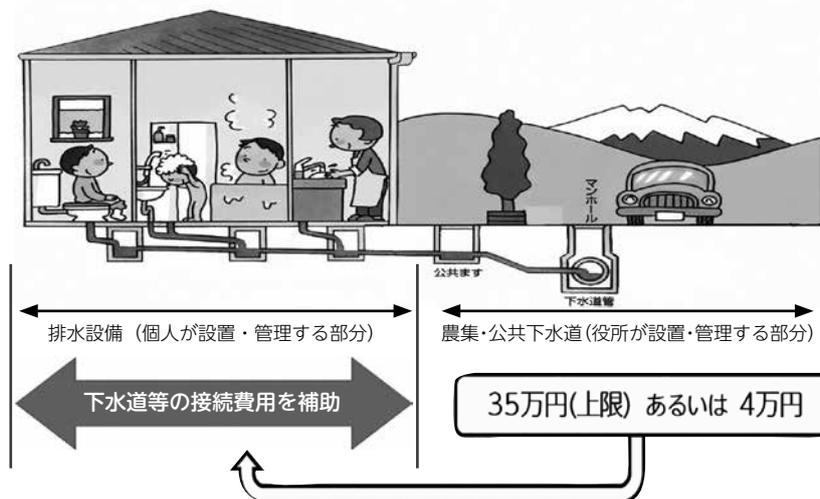
この制度を利用して、下水道への接続を実現してはいかがでしょうか。

### 【世帯要件（①②③全て）を満たす世帯】

補助金額	<b>35万円（上限）</b>		接続費用が35万円以下の場合、その金額 接続費用が35万円を超えた分は自己負担
	①	年齢	18歳（令和2年4月1日現在）未満の者または65歳（令和3年3月31日現在）以上の者がいること
	②	収入	世帯年収が600万円未満（世帯年収は目安） ※住民税の課税対象額が世帯合計で334万円以下
	③	滞納	市税等の滞納がない者

### 【①②の要件を一部満たさない世帯】

補助金額	<b>4万円（上限）</b>		接続費用が4万円以下の場合、その金額 接続費用が4万円を超えた分は自己負担
	①	年齢	左の要件に該当なし
	②	収入	左の要件に該当なし
	③	滞納	市税等の滞納がない者



新築（建築確認を要する改築）法人・店舗・事業所は補助の対象になりません。

予算には限りがありますので、お早めにお申し込みください。



## 市立幼稚園

申込受付期間 **10/23 金**～**11/6 金**

幼稚園では、幼児の自発性、好奇心などを重視した遊びや体験を通して、幼児一人一人に寄りそった教育を展開し「生きる力の基礎」と「非認知的能力」を育みます。更に、小学校へのスムーズな移行に取り組んでいます。

※**非認知的能力**：目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力など、IQや学力試験などで測れない内面の力

幼稚園名 (所在地)	電話	通園区域	定員
麻生幼稚園 (麻生 1147-1)	0299-72-0530	麻生地区	140人
北浦幼稚園 (繁昌 212)	0291-35-2038	北浦地区	70人
玉造幼稚園 (玉造甲 4175)	0299-55-0281	玉造地区	140人

### 幼稚園を親子で体験！

幼稚園に入園していないお子さんを対象に、各幼稚園で保育体験を実施します。あわせて教育内容の説明なども行います。お気軽にご参加ください。



実施日時 **10/23 金**、**10/27 火**

午前9時50分～午前11時（いずれか1日）

実施会場 各幼稚園（麻生、北浦、玉造）

申し込み 各幼稚園まで電話または来園にて

申込締切 10月16日（金）

その他 保険料100円、上履き持参（親子とも）



「ザリガニつりごっこ」  
～森の中の川で、ザリガニつり！何匹つれるかな？～  
(写真は麻生幼稚園)

【問い合わせ】学校教育課（北浦庁舎）

〒311-1792 行方市山田 2564 番地 10

☎ 0291-35-2111 FAX 0291-35-1785

#### ◆受付時間

午前7時30分～午後5時（土・日・祝日除く）

#### ◆申込先

各幼稚園へ提出書類を持参してください（持参困難な方は、学校教育課へお問い合わせください）。

#### ◆応募資格

行方市に住所を有する幼児で

○4歳児（平成28年4月2日～29年4月1日生まれ）

○5歳児（平成27年4月2日～28年4月1日生まれ）

※本年9月1日現在、市内在住対象者には、保護者（または世帯主）あてに入園申込案内を送付します。本年度入園している園児には、在園する幼稚園から継続申込書等を配布します。

#### ◆提出書類

①入園申込書

②支給認定申請書（1号認定用）

③令和2年1月2日以降に行方市に転入された方：

「令和2年度市町村民税課税（非課税）証明書」（父母分）

#### ◆費用等

・利用料（授業料）は無償（詳細は別記載）

・給食費、教材費等、通園送迎費は自己負担

※給食費については、要件に該当する場合は副食費が免除されます。

※玉造幼稚園：バス、麻生・北浦幼稚園：タクシー

#### ◆教育時間と預かり保育について

教育時間の前後・長期休業中の預かり保育を実施しています。

【教育時間】午前8時30分～午後3時

【預かり保育】

①朝の預かり保育：午前7時30分～午前8時30分

②降園後保育エンゼル：午後3時～午後6時

③長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）：

午前7時30分～午後6時

【申込先】①各幼稚園、②③こども福祉課

#### ☆預かり保育の無償化対象者

教育・保育1号認定を受けて幼稚園等に通園しており、就労等の事由により保育が必要な方

#### 【預かり保育を利用する方】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。通園する園を経由して申請してください（「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件があります）。

※幼稚園や認定こども園の教育部分の利用に加え、1日450円まで（利用日数に応じて最大月額11,300円まで）の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。



## 保育園・認定こども園

申込受付期間 **11/2日～11/16日**

本市では、下記の内容で令和3年度保育園および認定こども園（保育園部分）の園児を募集します。

保育の利用を希望される方は、保育の必要性の認定および入園申し込みの手続きをしてください。

### ◆行方市内保育園一覧（令和2年10月1日現在）

保育所名 (所在地)	電話	定員	受入年齢	開設時間 (平日)
子どもの家 <sup>すみれ</sup> の苑 (麻生 615-4)	0299-77-9790	30人	0歳（産休明け） ～6歳（就学前）	午前7時～ 午後6時 (午後7時まで 延長保育)
玉造第一保育園 (玉造乙 1027-1)	0299-55-3631	90人	0歳（6カ月） ～6歳（就学前）	
玉造第二保育園 (西蓮寺 481)	0299-56-0710	100人	0歳（6カ月） ～6歳（就学前）	
玉造第三保育園 (芹沢 1652-5)	0299-55-1224	90人	0歳（6カ月） ～6歳（就学前）	

### ◆行方市内認定こども園一覧（令和2年10月1日現在）

施設名 (所在地)	電話	定員	受入年齢	開設時間 (平日)
麻生こども園 (麻生 3323-10)	0299-72-0522	105人 (保育園：90人) (幼稚園：15人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～	午前7時～ 午後6時 (午後7時まで 延長保育)
龍翔寺こども園 (矢幡 2027-6)	0299-73-2340	130人 (保育園：100人) (幼稚園：30人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～	
北浦こども園 (中根 309-1)	0291-35-3141	95人 (保育園：80人) (幼稚園：15人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～	
認定こども園 のぞみ (山田 3418-1)	0291-35-2550	130人 (保育園：85人) (幼稚園：45人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～	

※保育園と幼稚園では保育時間が異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

※認定こども園の幼稚園部分（1号）へ入園希望の場合は、直接施設へお申し込みください。

### ◆利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、世帯の状況により下記のとおり算定し、児童の年齢や保育の必要量に応じて決定します。

- 4月～8月までの保育料：令和2年度市町村民税課税状況により算定
- 9月～3月までの保育料：令和3年度市町村民税課税状況により算定

### ◆その他

- ・入園申し込みについては、「令和3年度保育施設利用申し込みのご案内」をご確認の上、お申し込みください。
- ・入所決定は申し込みの先着順ではありません。なお、定員がありますので、利用調整の結果、入所できない場合もあります。

【問い合わせ】 こども福祉課子育て支援グループ（玉造庁舎）

〒311-3512 行方市玉造甲 404

☎ 0299-55-0111 FAX 0299-55-0110

### ◆受付時間

午前8時30分～午後5時（土・日・祝日除く）  
※ただし、11月12日（木）は、玉造庁舎のみ  
午後7時まで受け付けます。

### ◆入所対象

保護者の就労状況等により保育を必要とする0歳から6歳（就学前）までの児童  
※ただし、入所の要件により入所期間が限定されることがあります。

### ◆提出書類

- ①保育園入園申込書・支給認定申請書（2号・3号認定用）
- ②家庭状況調査票
- ③就労（予定）証明書等
- ④児童の状況について
- ⑤保育所（園）等の利用に関する同意書
- ⑥令和2年1月2日以降に行方市へ転入された方：「令和2年度市町村民税課税証明書」（父母分）  
※その他家庭の状況に応じて、必要書類を提出していただく場合があります。  
※①・②・③・④・⑤は全てそろわないと受付できません。  
※⑥は該当世帯のみ①から⑤の書類と共に提出してください。

### ◆入園申込書類の配布および入園申込書受付先

行方市役所

玉造庁舎こども福祉課 子育て支援 G  
☎ 0299-55-0111  
麻生庁舎総合窓口室 ☎ 0299-72-0811  
北浦庁舎総合窓口室 ☎ 0291-35-2111

※申込書類については、10月から各庁舎にて配布する予定です。

### ◆施設利用のための支給認定区分

- 1号認定（教育標準時間認定）  
※幼稚園、認定こども園（幼稚園部）の利用が可能  
満3歳以上で、教育のみを希望していて保育の必要のない児童
- 2号認定（保育認定）  
※保育園、認定こども園（保育部）の利用が可能  
満3歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする児童
- 3号認定（保育認定）  
※保育園、認定こども園（保育部）の利用が可能  
満3歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする児童



### 【利用料（授業料）】

令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する4月1日時点で満3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料（授業料）は無償です。

※授業料とは別に、通園送迎費、行事費、給食費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収が360万円未満相当世帯の子ども、3歳から小学校3年生までの間に第1子がいる第3子以降の子どもは副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。

# 市税と保険料 のお知らせ

## 10月の市税と保険料は…

- 市県民税 第3期      ○国民健康保険税 第4期
  - 介護保険料 第4期    ○後期高齢者医療保険料 第4期
- 納付期限（口座振替日）は11月2日です。

## 市税・保険料等の納付は口座振替が便利です

市税・保険料等は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、納付の際に金融機関や市役所窓口に向く必要もなく、安心です。手続きは市内の金融機関窓口・市役所担当窓口で可能です。

### 【取扱い金融機関】

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・佐原信用金庫・ゆうちょ銀行・なめがたしおさい農業協同組合



### 【市役所担当窓口での申し込み】

キャッシュカード・身分証明書をご用意の上各庁舎担当窓口までお越しください。窓口にて口座振替依頼書を記入していただきます。（毎月15日までの申込で当月分より開始可）

### 【金融機関窓口での申し込み】

納税通知書・預金通帳・金融機関お届け印をご用意の上、市内の金融機関に備えてあります口座振替依頼書にて、お手続きをお願い致します。（申込日より翌月分から開始可）

## 不動産公売の案内

行方市では、差押不動産について、以下のとおり公売を実施します。買受を希望する方は、市役所各庁舎にある「不動産公売広報」や、市ホームページで詳細をご確認の上、入札してください。

- ◆公売日時：令和2年12月2日（水）
- ◆受付開始：12時50分 入札説明：13時 入札時間：13時20分～14時
- ◆公売会場：茨城県行方合同庁舎 2階大会議室（行方市麻生1700番地6）

売却区分番号	所在及び地番	種類	面積(m)	買受適格 証明書	見積価額(円)	公売保証金(円)
20-4	行方市芹沢字原一番山931番96	畑	1064	要	550,000	60,000
20-5	行方市小貫2540番1	畑	3004	要	1,190,000	120,000
20-6	行方市行方字ミタ平234番1	畑	1150	要	400,000	40,000
20-7	行方市橋門字高安1227番1	田	965	要	290,000	30,000
20-8	行方市井貝字柏場368番22	畑	3323	要	1,300,000	130,000
20-9	行方市麻生字丸塚1351番11 行方市麻生字丸塚1351番地11	雑種地 居宅	274 111.26	不要	1,290,000	130,000
20-10	行方市井貝字繁昌道483番2 行方市井貝字繁昌道483番4 行方市井貝字六十塚857番1	畑 畑 畑	686 251 4305	要	680,000	70,000
20-11	行方市四鹿字六十塚1081番52	畑	1241	要	160,000	20,000

■農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に「行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階TEL0291-35-2111）」へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。申請締め切りは令和2年11月10日（火）です。

■行方市不動産公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、行方市暴力団排除条例及び国税徴収法の定めにより、買受人となることができない方は参加できません。

■公売日前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

【問い合わせ】 収納対策課・税務課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

令和元年度 市税徴収率 99.52%